# 2022年「労働科学白書」

(2022年4月~2023年3月)

## 1. 働く人々へ影響した2022年度の社会状況

まん延防止等重点措置も2022年3月21日には全面解除され、2020年度、2021年度と比較すれば2022年度は新型コロナウィルス感染症(Covid-19)による影響は軽減しました。感染症法の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類相当に見直すべきか議論がされる中、2022年8月1日には厚生労働省の専門部会において感染症法改正に向けての議論が始まりました。2021年度当初からの原油高傾向は2022年1月には明確になり、2022年2月24日にはロシアによるウクライナ侵攻があり、2023年現在も続いています。原油高、円安傾向、物価上昇など、働く人々の生活に対して大きな影響は2022年度から2023年度にかけて継続しています。

社会影響要因として重大であった新型コロナウィルス禍への対策を含めた2022年度の動向と産業安全保健活動、および影響要因をまとめて、表1に示します。

ウクライナ情勢, その他の要因も複合的に重なり, 原油高, 円安, 物価上昇などが社会不安として根底にありました。

2022年は新型コロナウィルス禍に関連した緊急事態宣言は発出されず、以前に日常に近づく動きが促進されました。マスクの着脱に関する事務連絡や、濃厚接触者の待期期間の短縮、雇用調整助成金の特別措置延長など、社会生活、労働生活を支援する動きが促進されました。

## 2. 労働科学の取組み

以上のような社会状況の中、労働科学の視点による活動を進めました。

#### (0) 百周年記念事業

大原記念労働科学研究所は2021年7月1日

(創立記念日), 創立100周年を迎えました。 2021年度は100周年記念事業として, 3つのプロジェクトを推進しました。

プロジェクト1 (PJ1) 維持会とのコラボ

(「働き方の未来を50人が読む」調査の企画と実施)

プロジェクト2 (PI2) 地域との連携(倉敷

におけるシンポジウム)

プロジェクト3 (PI3) 産学協働(桜美林学園との連携)

2022年度は記念事業ではなく、通常活動としてこの3つのプロジェクトに継続して取り組みました。実施した3つのプロジェクトの具体的な内容は、以下の項目内で示します。

## (1) 日本労働科学学会活動における連携

日本労働科学学会と連携して、さまざまなイベントを開催しました。新型コロナ禍の影響

- や、 遠隔地からの参加の利便も考慮してオンライン 開催としました。
  - ① 第3回年次大会:山口有次(桜美林大学)大会長のもと、6月25日(土) 9:00~18:10、桜美林大学・新宿キャンパスおいて、対面開催しました。大会テーマは「新たな労働科学へのいざない」として、統一論題は「アジア各国における労働科学的課題」、「観光・ホスピタリティ・エンターテイメントビジネスを中心とする労働科学的課題」の2題でした。

# 表1 2022年度,新型コロナウィルス禍関連の動向と産業安全保健活動

	新型コロナ関連の動き	産業安全保健に係る政府の対応など主な出来事	その他出来事
2022年 4 月	4月28日:新型コロナウィルス後 症の労災取扱いに関する新たな 達(厚生労働省)		ウクライナロシア問題続 く原油高続く 円安傾向始まる 18歳を成年年齢とする改正 民法施行
2022年5月	5月20日:全国新規感染者数(報告日別)は、直近の1週間では203人(10万人あたり約)、今週先週比は1.07だが、直近では減少傾向	5月31日:化学物質による労働災害防止のための 新たな規制について〜労働安全衛生規則等の一部 を改正する省令(厚生労働省)	原油価格やや下落
2022年6月	場面に応じたマスクの着脱に関する事務連絡(厚生労働省) 新型コロナウィルスに関連する雇 用調整助成金特別措置を9月まで延長(厚生労働省) 6月17日:コロナ対策指針改定 (4訂)(日本経済団体連合会)	6月20日:「従業員の幸せのための SAFE コンソーシアム」立上げ(厚生労働省) 6月24日:令和3年度「過労死等の労災補償状況」公表(厚生労働省)	円安が10月末にむけて上昇 開始
2022年7月	第7波に入った認識示される新型 コロナ「第5類相当」の議論が盛 んになる	7月19日:企業向けワーケーション導入ガイド本 経済団体連合会)	原油価格再上昇し10月にか けては徐々に下落傾向
2022年8月	第7波:1日の感染者数全国で25万 人超える 濃厚接触者の待期期間を最短3日 に(厚生労働省) 8月1日:新型コロナ「第5類相 当」の議論開始(厚生労働省)	8月1日「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」設置(厚生労働省) 8月3日:建設業の重層構造適正化有識者検討会 発足(国土交通省)	
2022年 9 月	全国新規感染者数(報告日別)は 直近1週間で約370人(10万人あた り)で先週比は0.71と減少が継続 9月6日:療養・療養期間の見直 し、ワクチン接種推進(首相官邸)	9月28日:第14次労働災害防止計画策定の検討が始まる。(第149回労働政策審議会分科会) 9月30日「睡眠教室ムービー」特設 Web コンテンツ公開(厚生労働省)	
2022年10月	10月27日:全国新規感染者数(報告日別)は、直近の1週間では約191人(10万人あたり)、今週先週比は0.96と横ばい		10月21日、1ドル151円以 上となる
2022年11月	11月14日:新型コロナウィルスワク チン接種3回目終了は8378万 6675人(全人口の66.5%)	11月11日:第1回安全衛生対策項目の確認表及び 標準見積書に関するWG開催(国土交通省)	
2022年12月	全国新規感染者数が増加傾向	12月20日:貨物・旅客自動車運送業における「自動点呼制度」の要項案まとめる(国土交通省) 12月13日:着荷主への規制等検討(第4回持続可能な物流の実現に向けた検討会) 12月23日「改善基準告示」改正(厚生労働省・国土交通省)	
2023年1月	第 8 波のピーク(2022年12月から の 1 か月半ではおよそ 1 万3000人 死亡)	都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」編成生 労働省) 1月30日:貨物軽自動車運送事業適正化協議会発 足(国土交通省)	消費者物価の上昇率は前 年同月比で4.2 % (41年 4 カ月ぶりの水準)
2023年 2 月	2月10日:マスク着用の考え方の 見直しについて(厚生労働省)	2月1日:第2回安全衛生対策項目の確認表及び 標準見積書に関するWG開催 2月28日:労働者派遣事業統計調査2022年第4 四半期(10月~12月)(日本人材派遣協会)	
2023年3月	3月27日:全国新規感染者数は, 直近1週間で約35人(人口10万人 あたり),今週先週比は0.75と,減 少傾向が継続	3月23日:第2回安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG開催 3月27日:第14次労働災害防止計画公示 3月29日:持続可能な建設業に向けた環境整備検討会とりまとめ(国土交通省)	2022年度の消費者物価指数 鮮食品を除く)平均は 前年度より3.0%上昇(41 年ぶりの水準)

② 秋部会:12月10日 (土) 13:00~18:00 オンライン実施

「労働安全衛生法50年『法令準拠型』からの脱却を目指して」城内博氏(労働安全衛生研究所),「中小企業における人材育成と組織活性化への取組み」齋藤朋子氏(株式会社松下産業ヒューマンリソースセンター),「デジタルヘルス・テクノロジーの発展と課題について」石井賢治氏(大原記念労働科学研究所),「ホスピタリティ産業のイノベーションのための企業行動モデルの提示と組織や働き方に関する研究レビュー」五十嵐元一氏(桜美林大学)

③ 春部会: 3月25日(土) 13:00~18:00 オンライン実施

プロジェクト報告:「過労死等を防ぐための事業場並びに国家の取組」高橋正也氏(労働安全衛生総合研究所),「在宅勤務」平澤貞三氏(社会保険労務士法人 HR ビジネスマネジメント)・榎原毅氏(産業医科大学),「多様な労働・生活様式」山口有次氏(桜美林大学)・綱島康高氏(元クラボウ・大原記念労働科学研究所),「DX と働き方」境 睦氏(桜美林大学)・坂本恒夫氏(桜美林大学・大原記念労働科学研究所)

④ イブニングセッション:原則毎月1回,18時~19時30分の時間帯に開催するので「イブニングセッション」と題しています。働く現場からの話題提供を重視しています。2022年度は以下の11セッションを開催しました。

第13回 イブニングセッション: 「なぜ人は人を見下したり、攻撃をしたりしないと生きていけないのか? 一臨床心理学分野から見えるパワハラの一側面について一」岸良範氏(茨城大学名誉教授・福島学院大学客員教授・高輪心理臨床研究所) 4月14日 (木) 18:00~19:30 オンライン実施

第14回 イブニングセッション: 「国際協力における職場の改善活動一改善, できますか?『はい, できました!』と言えるには?一」長須美和子氏(公益財団法人大原記念労働科学研究所)5月19日(木)18:00~19:30オンライン実施

第15回 イブニングセッション「人材開発と組織開発—スポーツチームの事例からのインプリケーション—」水野 基樹氏(順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科) 6月23日(木)18:00  $\sim$ 19:30 オンライン実施

第16回 イブニングセッション: 「自治体職場に参加型アプローチで労働安全衛生マネジメントシステムを構築する」伊藤昭好氏(労働安全衛生総合研究所) 7 月21日 (木) 18:00~19:30 オンライン実施

第17回 イブニングセッション: 「横浜こどもホスピス〜うみとそらのおうち」―こどもホスピスの設立と活動について―田川尚登氏(認定 NPO 法人横浜こどもホスピスプロジェクト)9月 15日(木)18:00~19:30 オンライン実施第18回 イブニングセッション「もう始まっている多民族・多文化共生社会」鳥井―平氏(全統一労働組合 移住者と連帯 第18回イブニングセッション「もう始まっている多民族・多文化共生社会」鳥井―平氏(全統一

労働 組合移住者と連帯する全国ネットワーク)10月20日(木) 18:00~19:30 オンライン実施 第19回 イブニングセッション「外国人労働者の健康課題と多文化クリニックの取り組み」冨田 茂氏(高田馬場さくらクリニック)11月18日(金)18:00~19:30オンライン実施 第20回 イブニングセッション: 「次世代の事故未然防止へ向けて」福岡幸二氏(九州大学)12 月15日(木)18:00~19:30オンライン実施

第21回 イブニングセッション:「職業『歌舞伎俳優』の仕事,健康」湯淺晶子氏 (大原記念労働科学研究所) 1月12日(木) 18:00~19:30 オンライン実施 第22回 イブニングセッション:「労働科学の『現場』についてあらためて考える」北島洋樹氏 (大原記念労働科学研究所) 2月16日(木) 18:00~19:30 オンライン実施 第23回 イブニングセッション「豊島産廃不法投棄事件の教訓と廃棄物処理の現状と課題」 中地重晴氏(熊本学園大学) 3月16日(木) 18:00~19:30 オンライン実施

## (2) 桜美林大学および他大学との連携(百周年記念事業 PJ3)

桜美林大学ビジネスマネジメント学群における学部生向け講義(「企業活動と労働環境」)を2020,2021年度に続き開講しました。また、大学院における院生向け講義(「職業倫理」)を2021年度に続き実施しました。桜美林大学よりインターンシップを前期2名、後期3名を受け入れました。日本大学生産工学部からインターンシップ6名を受け入れました。

#### (3) テレワークへの取り組み

「働き方の未来を50人が読む」(百周年記念 事 業 PJ1)

2021年度に引き続き、2022年度も「き方の未来を50人が読む」調査を実施しました。労働科学分野の研究ならびに企業経営、管理に係る有識者、さらに、当研究所の維持会員の皆様方の中から労働現場の安全衛生や働き方に精通している方、約50名に回答をお願いしました。2022年度もリモートワークをテーマに設定しました。

パート1のトピックス調査では、新型コロナウィルス禍への緊急対策ではない、将来の新しい働き方を見据えたリモートワークを「ネオ・リモートワーク」をテーマとしました。その上で「リモート・ワークは働き方・暮らし方を変えるか」について自由に記述してもらいました。パート2定点調査では、2021年度のほぼ同じ5つの領域に関する質問をしました。

回答者の属性を、研究者31名と実務家20名に分けて分析しています。パート1の「リモート・ワークは働き方・暮らし方を変えるか」との問いに対して、「確かにそう思う」の回答は研究者で多く、「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」の回答は実務家でやや多い傾向でした。「確かにそう思う」の回答者は「既に変わっている」という意見があり、「どうちらかといえばそう思う」の回答者には、「分野によってまちまち」との意見、「どちらともいえない」の回答者には、「リモート・ワークは、働き方の根本を変えるのではなく、多様性を進める」などの意見がありました。その他深堀した回答からは、「対面による働き方の価値の再認識」「対

面とリモート・ワークを組み合わせたハイブリッドワーク」「エッセンシャルワークとリモート・ワークの関係」などの視点を見出せました。それぞれの視点を深堀して分析を進めました。パート2の定点調査では、5領域(働き方改革は進む、重大(死亡)災害は減るが、労働者の心身の健康状態は悪化、雇用労働者の多様化は進む、IT投資は拡大、リモート・ワークは拡大中であるが、爆発的な拡大にはならない、東京都への転入傾向は減少と増加が拮抗する)の計12項目について1年後と5年後を5段階の尺度で予測してもらい、第1回調査結果との簡易な比較などを試みています。詳細報告書は普及誌『労働の科学』第77巻10月号に掲載しています。また、秋の維持会サロン(2022年11月30日(水)、オンラインにて実施)として「『働き方の未来を50人が読む』調査結果から考えるイマドキの働き方、ミライの働き方」と題して、酒井一博(大原記念労働科学研究所主管研究員)が調査結果を報告しました。

#### 日本オフィス学会人間工学研究部会

日本オフィス学会は、オフィスについて、その基本問題から最新の多岐にわたるオフィス論に至 るまで広く研究をすべきであるという思いを持つ有志が集まり, 1999年1月19日に設立され, 大学研究者,オフィス什器や照明,空調などのメーカの研究者,実務者などが会員となっている 学会です。いくつかの部会が設置されていますが、その内の「オフィス人間工学研究部会」に大 原労働科学研究所の研究者2名が参加しています。当部会は2014年度に発足し、オフィス作業に 係わる人間工学的な調査・研究を進めており,最新のオフィスの実態調査などを続けてきまし た。2019年度より,本部会では,モバイルワーク・在宅ワークをテーマ研究・調査 を実施して おり,2021年度には「在宅ワークにおける人間工学的ガイドライン~ Ver.1.0~」を作成・公開 しました (https://www.jos-japan.jp/activity/pdf/humanengineering\_2021.pdf) 。 ガイドライ ンでは,オフィスにおける人間工学 的配慮を基本に,2020年の新型コロナ禍で急速に普及した 在宅ワークに焦点をあてて、在宅ならではの人間工学的配慮をまとめたものです。 まず、在宅 ワークに関する画像を多数収集し、画像分析により、物理的環境と姿勢による在宅 ワークの3 タイプを見出しました。その上で、 在宅ワークの姿勢や家具について、パソコン・ 周辺 IT 機器 について、照明環境、空気環境、 ヘルスケア、機器購入について、などの章分けでポイントを 解説し,最後に総合的なチェック 点を分かりやすく示したものです。2022年度はこのガイドラ インのバージョンアップのために、 オフィスにおける植栽の活用事例などの調査や 文献調査を 行いました。環境心理学視点などを加えた Ver.2.0を2023年度中に公開する予定です。

## (4) 地域連携(百周年記念事業 PJ2)

地域との連携(倉敷プロジェクト)として、労働科学の原点である倉敷市(倉敷中央病院古久賀ホール)において、セミナーを開催し、また、倉敷市主催のイベントに参画しました。 ○2022年11月22日にセミナーを開催しました(オンライン併用のハイブリッド開催)。 働く場の安全健康フォーラム in 倉敷 職場の良好事例を発見し職場改善に繋げよう一参加型改ツ ールの紹介と実践一:佐野友美(大原記念労働科学研究所研究員)大原記念労働科学研究所の 事業のご紹介11月22日(火), 倉敷, オンライン併用にて実施

https://www.isl.or.jp/service/seminar/202211\_ in.php

○倉敷市主催のG7倉敷労働雇用大臣会合開催記念シンポジウム(2023年3月30日)に参加しました。

基調講演 「リチウム電池が拓く未来社会」吉野彰氏(2019年ノーベル化学賞受賞:旭化成㈱名 誉フェロー)

特別講演 「倉敷で生まれた労働科学」濱野潤氏(大原記念労働科学研究所理事長) パネルディスカッション 「働く人のためのサステナビリティ」コーディネーター: 坂本恒夫氏 (大原記念労働科学研究所所長), パネリスト:中島基善氏(岡山県経済団体連絡協議会座 長), 森信之氏(連合岡山会長), 大原あかね氏(大原美術館理事長), 土倉佳奈氏(倉敷青年 会議所理事長)

学生による「働くあなたを食で応援」プロジェクト https://g7kurashiki.jp/data/38/preevent\_detail/

## (5) 過労死研究に関する取組み

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の過労 死等防止調査研究センターに設置された厚生労 働省労災疾病臨床研究事業に参加し、8年目になりました(第3期2年目)。大原記念労働科学研究所では、長期にわたり過労死(脳心)復命書事案に記載されたトラックドライバーの運行パターンの分析を進めてきました。その結果、運行8パターンが抽出され、その中でも早朝出庫型・不規則タイプに該当する事例が最も多かいことが特徴でした。一方、試行的に通常の勤務を行っている一般ドライバー100人の1ヵ月分のデジタルタコグラフデータ(以下、デジタコデータ:トラックドライバーの働き方の客観的なデータ)を収集し、運行パターンを分類したところ、過労死を惹起したドライバーの運行パターンと類似した傾向が見られました。そこで、この数年は、全国のトラック事業者6社より協力を得てデジタコデータの集積システムを構築し、運行パターンの定量解析を行ってきました。2022年度はデジタコデータの分析と、小規模事業所のドライバーを対象としたオンライン調査を実施しました。

デジタコデータの集積期間は2019年4月1日から2022年6月31日までの39ヵ月間となり、集積されたデータは、延ベドライバー数2,007人(昨年度比+199人)、運行件数は約1,884万件(人日・同+470万件)となりました。2022年度は、ドライバー個人ごとに運行パターンの特徴を抽出し、また運行パターンの安定性について評価しました。12ヵ月以上の運行実績を有するドライバーについて、対象期間中の運行パターン数は2個あるいは3個が大多数を占め、5個以上の運行パターンで勤務するドライバーは全体の約5%でした。主要な運行パターンでの運行月数が50%に満たない不安定運行のドライバーは、全体の約10%でした。

これまで、運輸事業者の中小企業の勤務実態の把握が重要であることが指摘されている一方で、

トラックドライバーを対象とした従来の調査では、事業場の規模別の分析には乏しく、全体像をとらえた分析が主流と思われます。そこで2022年度は、30名以下の小規模事業場のトラックドライバーを対象とした労働環境と健康管理に関するオンライン調査を実施し、さらに、事業場の規模により比較しました。その結果、個人事業主は健康診断を受診している人が少なく、また、事業場規模が小さいほど、定期健康診断制度の設置と実施率が低いことが分かりました。労働環境については、規模比較による顕著な差は認められなかったのですが、今後、大規模事業場から小規模事業場まで含めた規模別に比較する調査を実施し、各事業場規模による課題の相違を明らかにしていく必要があると考えています。さらに、対策実装研究として、運輸業と建設業に焦点をあてて、事業者も参加するステークホルダー会議を開催し、実際の現場で有用な対策のあり方を検討しました。対策に関する介入研究を進めました。

## (6) トラックドライバーの過労死等防止計画フォローアップ

トラックドライバー等の過労死問題の究明に着手し、実効性のある過労死防止対策を計画的かつ着実に行う方策等について検討し、脳・心臓疾患による過労死等の発症を5年後までに20%削減することを目標に掲げた「過労死等防止計画」を2018年3月に策定しました。

#### ・計画目標

期間 5年間(2018年度~2022年度)

数値 脳・心臓疾患による過労死等の発症を20%削減

基準 直近5年間(2012年度~2016年度)の実績の平均値

(労災請求件数 平均130件,労災支給決定件数 平均83件)

全日本トラック協会に「過労死等防止計画フォローアップ WG(ワーキンググループ)」を2018年4月から設置し、活動を推進しています。

2022年度は取り組みの最終年度となりました。 2回(通算で第9回,第10回)の WG および 1回の WG 分科会を開催しました。第9回WG では,過労死等の労災補償状況,各種指標,脳・心臓疾患の労災認定基準の見直し,精神疾 患の状況と分析の情報を提示し,令和4年度 の活動について議論しました。WG 分科会では,改善基準告示の改正およびメンタルヘルス 対策 にかかるツールについて,それぞれ情報提供と議論を行っています。第10回 WG では,令和4年度の活動の報告と議論,ならびに令和5年 度以降の活動に関しての議論を行いました。今後は,次年度に一度,本フォローアップ WG の総括を継続する予定です。

#### (7) 知的障がい者雇用促進への取組み

知的障がい者の自立と雇用促進に向けて,一般財団法人クラレ財団の支援を受けて丸5年が経過しました。当初から財団幹部と研究会を開催しながら,知的障がい者の自立支援及び企業環境と雇用促進の方策について幅広い議論を重ねてきました。その過程では,関係者へ

のヒアリングや現場観察の機会も得ました。知的障がい(以下障がい)を持つ従業員がやりがいをもって働き、企業全体に利益をもたらす就労支援のあり方を見出し、実現することを目的に取り組んでいます。2020年度までに、職場での実践を支援するマニュアルを開発しました。また、そのマニュアルを活用した支援プログラム(職場づくりワークショップ)等を開発し、実際の職場での展開を進めています。2021年度は継続的に活動するための仕組みづくりに焦点を当て、昨年度支援プログラムを実施した事業場に対しヒアリング調査を行いました。また、現場での取り組みの実践ワークショップを実施し、新規事業場への支援プログラム展開を進めています。

2022年度は継続するための仕組みづくりに焦点を当て、昨年度支援プログラムを実施した事業場に対しヒアリング調査を行いました。さらに、現場での取り組みの実践ワークショップを実施し、新規事業場への支援プログラム展開を進めました。支援プログラム実施の事業場では、それぞれの状況に応じた形で、安全・健康・働きやすさに関する取り組みが継続して進められており、事業場同士の事例の共有に基づくネットワークが、障がいを持つ従業員への考え方の変化やさらなる取り組みへのモチベーションとなっていることがあらためて確認されました。今後の支援プログラムの展開については、現場のみならず管理職や人事部の理解や関心が鍵となることを再認識しています。

## (8)「組織」の安全に注目した取組み

企業活動は一つの組織体のみで実施することは少なく、協力会社に現業作業を任せたり、数多くのサプライヤに供給を依頼したりするなど、他社との協働関係で成立しています。また、企業内でも他部署、支社、本社などとの連携によって業務を遂行しています。さらには、自治体、規制当局、消費者との関わりの中で活動を行っています。そのため組織の安全性の向上を図るためには、組織単体ではなく、関わっている組織全体を視野に入れた取り組みが求められます。それぞれの組織や組織間における要因はいろいろありますが、大原記念労働科学研究所では近年特に、「安全文化」「繁忙感」等に焦点をあてています。

重層的構造の産業組織について、2022年度は本社・複数の支社・複数の事業所で構成されるある大規模な組織において質問紙調査と面接調査を行いました。組織内・間の「安全文化」のより妥当で効率的な評価方法を開発するとともに、組織間の仕組みや上位機関のマネジメントが事業所の安全に関するさまざまな状況・課題にどのように影響を与えているか、さらに、組織全体として安全文化を向上するためにはどのような要素が重要であるかについて検討しました。

近年,産業組織の「繁忙感」とその要因,マネジメント状況,さらには疲労感を測定する質問項目群の開発とそれを用いた現場介入研究を行っています。さまざまな産業界において,従業員の健康確保を目的に長時間労働を改善しようという動きが続いていますが,いまだに残業時間抑制を厳しく求められる一方で業務の整理削減が進まず,特定の職位や協力会社への負荷の集中や業務品質の低下が発生するなどのケースも少なからず見られます。ここ数年は,ある産業組織に

おいて毎年同時期に調査を行い、組織状況の推移を把握するとともに、組織課題に対する改善活動の効果を検討しており、2022年度は当該産業組織の別事業所でも調査を開始しました。同じ業務を担当する部署を事業所間で比較するなどの分析を行い、組織のマネジメントの影響の検討を続けています。

#### (9) 医師の働き方改革への取組み

厚労省医師の働き方改革に関する検討会報告書(2019年3月)、およびその後の医療法の一部改正により、長時間労働の医師労働時間短縮および健康確保のための措置の整備が行われました(2021年5月28日公布)。この法律により、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(2024年4月1日)に向け、①勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成、②地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設、③当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等の取り組みが必要になりました。医師や病院を取り巻く環境は多様であり、例えば首都圏や地方都市あるいは過疎地域、各病院の機能分掌等、その環境の違いにより、時間外労働を生じさせる要因も異なることが予想されます。このような中、大原記念労働科学研究所としては、時間外労働時間の上限を単月100時間とした根拠や、年間の上限規制は960時間(特例水準が認められれば1,860時間)に緩和されたことへ関心を寄せています。2021年度は、地方都市の基幹病院を中心に、実効ある働き方改革を進捗・進展させるための対策・研修プログラムの開発を目的とし、医師の働き方の実態を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。2022年度は以下の取組みを実施しました。

① 2021年度のヒアリング調査で得られた結果について定量的に把握するため、同病院に所属する全医師に対し、質問紙調査を行い、勤務時間や時間外業務、自己研鑽、宿日直等の状況や負担

感他と、部署や職位、協働の程度等との関連について調べました。

- ② 勤務と生活の実態をより詳細に把握するために、一部の医師の協力を得て、勤務と生活の実態調査を行いました。
- ③ 当該病院以外の一般の医師と比較検討を行うために、web 調査を用い、前述の質問紙調査 と同じ内容を確認しました。その結果、自己研鑽や自宅勤務など、申請していないが実態と しては時間外業務勤務を行っていると本人が認識している労働時間があること等が確認でき ました。

今後はさらに分析を進め、より本質的な過 重労働削減に資するための提言を目指します。

④ 労働科学セミナーにおいて「医師の働き方改革~働き続けたい病院づくりを目指して ~」と題して、公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 院長山形専氏の講演 をオンラインにて実施し(2022年12月8日(木)17:30~19:00)、現場で正に進行してい る対応や改善について具体例を紹介いただき、質疑応答により、参加者との議論を進めました。

## (10) 物流・運輸におけるアシストスーツの適用可能性に関する調査

経済産業省の委託事業 令和4年度「産業標準化推進事業委託費(戦略的国際標準化加速事業:政府戦略分野に係る国際標準開発活動)」(テーマ名:分野横断で要求されるアシストスーツのニーズ及び作業姿勢による腰負担評価指標に係るV&V試験方法の標準化)による「アシストスーツ標準化研究コンソーシアム」(国立長寿医療研究センター、豊田工業高等専門学校、名古屋市立大学、日本ロボット工業会、大原記念労働科学研究所、農業・食品産業技術総合研究機構)に参画しました。ISO13482(ロボット及びロボティックデバイスー生活支援ロボットの安全要求事項)の改定に併せて、アシストスーツのニーズ及び作業姿勢による腰負担評価指標に係るV&V試験方法)を追加する提案を行うための基礎データを得るために物流・運輸分野におけるアシストスーツへのニーズやユースケースの調査を担当しました。

## (11) ドライバモニタリングシステム開発のための眠気評定に関する取組み

国土交通省では、安全運転を継続できない可能性のある居眠りや脇見等のドライバー状態を検知し、ドライバーに報知するシステムに関する以下の2つのガイドラインを2020年に策定しました。これらのガイドラインにより、自動車メーカー等における開発が促進され、同システムを搭載した車両の早期実用化・普及が期待されます。

- ○ドライバーモニタリング(眠気・居眠り検知)システム ガイドライン
- ○ドライバーモニタリング(脇見等検知)システム ガイドライン

ドライバーモニタリング(眠気・居眠り検知)システム基本設計書には、眠気・居眠り検知システム開発のために必要な眠気のレファレンスとして、運転者の表情から第三者が眠気の程度を評価する方法(眠気表情値評価)が示されています。眠気表情値は機械学習においては教師データとなるものです。この方法は1997年以来、大原記念労働科学研究所が提唱してきました。2022年度は車載機器開発メーカーが実施した自動車の実車走行実験において収集された表情データ(60分)×40名の評定を実施することができました。

#### 3. 産業安全保健に関連する出来事

2022年度の社会状況は、産業安全保健分野にもさまざまな影響を与え続けています。

#### (1) 労働力人口等

労働力調査(基本集計)2022年(令和4年)平均結果によれば、労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口)は、2022年平均で6,902万人と、前年に比べ5万人の減少(2年ぶりの減少)となりました。男性は3,805万人と22万人の減少、女性は3,096万人と

16万人の増加となりました。

また、 $15\sim64$ 歳の労働力人口は、2022年平均で5,975万人と、前年に比べ6万人の減少となりました。男女別にみると、男性は3,256万人と22万人の減少、女性は2,718万人と15万人の増加となりました。

就業者を産業別にみると、「医療、福祉」は908万人と17万人の増加、「情報通信業」は272 万人と14万

人の増加、「サービス業(他に分類されないもの)」は463万人と11万人の増加となりました。 「卸売業小売業」は1,044万人と25万人の減少でした。

2022年平均の完全失業率は2.6%と、前年に比べ0.2ポイントの低下で、男女別では、男性 は 2.8%と0.3ポイントの低下、女性は2.4%と0.1 ポイントの低下です。完全失業者数は179万人と 16万人減少で、これは3年ぶりの減少とのことです。

2022年平均の正規の職員・従業員数は3,597万人と、前年に比べ1万人増加で8年連続の増加となりました。非正規の職員・従業員数は2,101万人と26万人増加で、3年ぶりの増加です。正規の職員・従業員を男女別にみると、男性は2,348万人と14万人の減少、女性は1,250万人と16万人の増加。年齢階級別にみると、15~64歳は3,473万人と1万人の増加、65歳以上は125万人と1万人の増加。非正規の職員・従業員を男女別にみると、男性は669万人と16万人の増加、女性は1,432万

人と10万人の増加。年齢階級別にみると、 $15\sim64$ 歳は1,697万人と14万人の増加、65歳以上は405万人と12万人の増加でした。

(なお、本資料では留意事項として、2022年の結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を、 2015年国勢調査結果を基準とする推計人口

(旧基準)から2020年国勢調査結果を基準とする推計人口(新基準)に切り替えたことが記されており、それに基づき過去の数値も比率を除き補正されています)。

#### (2) 労働災害

「令和4年労働災害発生状況(2023年5月23日厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)」によれば、令和4年1月から12月までの労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という。)は774人(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いた値)で、前年比4人・0.5%減となりました。休業4日以上の死傷者数は132,355人で、前年比1,769人・1.4%増となりました。

コロナウイルス感染症へのり患による労働災害による死亡者数は17人(前年比72人・80.9% 減)となっています。死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持していますが、休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となりました。「令和4年労働災害発生状況の分析等」による業種別の特徴は以下の様になっています。

製造業:死亡者数は,前年比で9人(6.9%)増加し,事故の型別では,依然として死亡者数,死傷者数ともに機械等への「はさまれ・巻き込まれ」が最多で,全数に占める割合は死亡者数で40.0%,死傷者数で24.0%となりました。製造業の業種別の死傷者数では,食料品製造業が最多の8,133人で,全数に占める割合は30.5%となりました。

建設業:死亡者数は,前年比で3人(1.1%)増加,平成29年比で42人(13.0%)減少。事故の型別では,「墜落・転落」が最多で,全数に占める割合は死亡者数で41.3%,死傷者数で31.6%。建設業の業種別の死亡者数では,土木工事業が108人(前年比8人・8.0%増,平成29年比15人・12.2%減),建築工事業で117人(前年比15人・11.4%減,平成29年比20人・14.6%減)となりました。

林業:死亡者数は、前年比で2人(6.7%)減少、平成29年比で12人(30.0%)減少。事故の型別では、「激突され」が最多で、全数に占める割合は死亡者数で57.1%、死傷者数23.3%。陸上貨物運送事業:死亡者数は、前年比で1人(1.1%)増加、大幅に増加した平成29年比で47人(34.3%)減少。事故の型別では、死亡者数は「交通事故(道路)」が最多。全数に占める割合は36.7%。死傷者数は、前年比で225人(1.4%)増加、平成29年比で1,874人(12.7%)増加。事故の型別では、死傷者数は「墜落・転落」が最多。全数に占める割合は25.9%。第三次産業(小売業、社会福祉施設及び飲食店):事故の型別の死傷者数は、小売業、社会福祉施設及び飲食店のいずれの業種も「転倒」が全数の3割以上を占め、多くなっています。小売業、社会福祉施設においては「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」等の労働者の作業行動に起因する労働災害が5割超。「転倒」については、これら業種で被災率(転倒の死傷年千人率)が高い50代以上の女性が増加していることが、増加につながっています。

全体として、「第13次労働災害防止計画(平成30年度~令和4年度)」では、死亡者数を 平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させることを目標としていましたが、令 和4年の死亡者数は、その目標を超える減少となっています。

(3) 過重労働による脳・心臓疾患と精神障害等の労災補償支給決定件数

2022年度は過重労働による脳・心臓疾患の支給決定件数は194件と前年比22件の増加でしたが、そのうちの死亡数は54件であり前年比3名の減でした。強い心理的負荷による精神障害等に係る労災補償の支給決定件数は710件で前年比81件の増加でした。そのうち自殺は67件で前年比12件の減少でした。ここ数年、脳・心臓疾患は減少傾向を示していましたが、素数としては増加に転じています。精神障害等は増加傾向であることがさらに明確になりました。

#### (4) 自動車事故

自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)に基づき自動車運送事業者から報告された事故の統計に基づく、自動車運送事業用自動車事故統計年報(令和3年第二分冊)によれば、令和3年の事業用自動車の重大事故の発生件数は4,320件であり、その内死者数は456名、重症者数は927名、軽症者数は1,049名でした。前年比で、発生件数は5件の減、死者

数は487からの漸減,重症者数は916からの微増です。令和4年度事業用自動車健康起因事故対策協議会の資料によれば,2021年(令和3年)の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案(健康起因事故)として,自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は288件です。健康起因事故は、上流である健康管理により、リスクを減らすことが可能であり、健康起因事故への対策強化が強く望まれます。

## (5) 令和5年版情報通信白書

働く場においてはすでにIT技術、ICT技術が導入され、DXも推進されています。今後働く場への導入がさらに進むと思われます、「メタバース」「デジタルツイン」「生成 AI」について、「令和5年版情報通信白書」に基づき概要を示します。

## (1) メタバース

メタバースは現時点では明確な定義は確立されていないとのことですが、総務省の報告書(「Web 3 時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」中間とりまとめ)では、「ユーザー間で"コミュニケーション"が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間」とし、① 利用目的に応じた臨場感・再現性がある、②自己投射性・没入感がある、③ (多くの場合リアルタイムに) インタラクティブである、④誰でもが仮想世界に参加できる(オープン性)等の性質を備えていると整理されています。

メタバースの活用と今後の発展が予測されており、東京大学は2022年10月に、「メタバース工学部」を設立しています。また、ある企業では、メタバースで働く人材を提供する事業を始めています。高齢者や子育で中の方、身体的特徴を有する方等が働きたい場合でも、それに合う仕事をなかなか紹介できていないという課題に対して、距離や時間、身体的特徴を超えられるメタバースを活用することで、より多くの人が働けるようになる社会を目指しているとのことです。メタバース上での仕事としては、案内業務や接客業務等が存在し、2022年12月には、豊田市が主催する

メタバース上での就活イベントにて、在宅介護を行っている人等がイベントの案内スタッフとして提供されました。今後は長期的に働くことができる場所の創出を目指しています。情報通信白書では、その他、地域活性化における複数の活用事例が紹介されています。メタバースやデジタルツイン(後述)の推進に向け、我が国を含め各国が取組みを行っています。我が国では、2022年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中でメタバースも含めたコンテンツの利用拡大について言及し、同月に公表された「知的財産推進計画 2022」ではメタバース上のコンテンツ等をめぐる法的課題の把握と論点整理が行われました。

また、総務省では、「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」が開催され、主に情報通信に係る部分におけるメタバース等の利活用に向けた課題の検討が行われているとのことです。

## (2) デジタルツイン

デジタルツイン(Digital Twin)は、現実世界から集めたデータを基にデジタルな仮想空間上に双子(ツイン)を構築し、さまざまなシミュレーションを行う技術で、現実空間を仮想空間に再現します。街や自動車、人、製品・機器などをデジタルツインで再現することによって、渋滞予測や人々の行動シミュレーション、製造現場の監視、耐用テストなど現実空間では繰り返し実施しづらいテストを仮想空間上で何度もシミュレーションすることが可能となり、以下のようなメリットが期待されています。

- ○生産の最適化や業務効率の向上:最適な機器や人員の配置,リードタイム短縮のためのプロセス改善などにより最適化できる。また,仮想空間でのシミュレーションによって視覚的に結果を確認することができるため,安全性の向上やリスク削減にも貢献する。
- ○時間やコストの削減:物理的に試験をしたり試作品を作成したりするのに比べて,仮想空間上で容易にシミュレーションができるため,物理的な検証に費やしていた時間を大幅に削減することができる。
- ○現実世界では不可能なシミュレーションが可能:現実世界では頻繁に発生しない現象を容易に発生させることができるため、大地震やイベントなど将来に備えた対策に役立てることができる。

実例として、デジタルツインは、航空産業や製造ラインなど、製造業のユーザーを中心に活用が始まり、現在では国土計画・都市計画、防災など幅広い分野で活用されています。防災分野では、静岡県が、2019年より、県内全域の地 形や建物などを点群データという 3 次元情報として取得し、オープンデータとして公開する「VIRTUAL SHIZUOKA」の取組みを進めています。農業分野では、デジタルツインを用いた農業プラットフォーム実現の取組が進められているとのこと。ある企業は仮想空間上で栽培環境を再現したデジタルツインによるバーチャルプラットフォームを各農場に合わせてカスタマイズし提供しています。

#### (3) 生成 AI

AI は、大量のデータから、故障の予兆や詐欺やスパム情報の検出、将来予測、また、次に個人に表示する動画を決定しています。このようにデータ分析目的で活用される AI は「Analytical AI」と呼ばれており、すでに社会の多くの場所で用いられています。これに加えて、近年、従来人が得意としてきた情報を生成・創造する目的で用いられる生成 AI の技術が急速に発展してきました。Open AI が2020 年 5 月、1750億のパラメータを使用する大規模言語モデル「GPT-3」を公表したことに続き、複数の企業から生成 AI が発表されました。世界全体の生成 AI の市場規模は2030年までに約14兆円にまで拡大し、2022年~2030年の期間のCAGR(年平均成長率)は35.6%と予測されています。我が国でも企業や地方自治体が活用する事例が増えています。各国において生成 AI を巡る動きが活発化する一方で、要機密情報の 取扱いや、個人情報保護、回答の正確性などの 課題が指摘され、国際的な議論も進んでいます。

## 4. 産業安全保健の向上をめざした国の取組み

#### (1) 第14次労働災害防止計画

労働災害防止計画とは、労働安全衛生法(第6条)に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5ヵ年計画です。第13次労働災害防止計画は2023年度に終了するため、2023年3月27日に「第14次労働災害防止計画(2023年度から2027年度までの5ヵ年)」が策定され、2023年4月より施行されました。

計画では、冒頭に目指す社会の姿として、「労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。」ことが述べられており、社会全体として労働災害防止に取り組む重要性が強調されています。具体的な取組みにおける DX の活用や、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進についても言及されています。

第13次労働災害防止計画の評価も含めた労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の8つの点が重点事項とされています。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発(社会的に評価される環境整備,災害情報の分析強化,DXの推進)
- (2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業,建設業,製造業,林業)
- (7) 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス,過重労働,産業保健活動)
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(化学物質, 石綿, 粉じん, 熱中症, 騒音, 電離放射線)

具体的な計画では、アウトプット指標(計画の重点事項の取組みの成果として労働者の協力のもと事業者において実施される事項)とアウトカム指標(事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項)を明確に分けています。それぞれの項目は、以下のとおりです。

項目	アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者(中高 年齢の女性を 中心に)の作業 行動に起因する 労働災害防止 対策の推進	・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策) に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上 とする。 ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場におけ る正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率 を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入し ている事業場の割合を2023年と比較 して2027年ま でに増加させる。	・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(4) 高年齢労働 者の労働災害 防止対策の推 進	・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガ イドライン」(令和2年3月16日付け基安発 0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライ ン」という。)に基づく高年齢労働者 の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制 の確立、職場環境の改善等)を実施する事 業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を 2027年までに男女ともその増加に歯止めをかけ る。
(ウ) 多様な働き方 への対応や外 国人労働者等 の労働災害防 上対策の推進	・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる 等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害 防止の教育を行っている事業場の割合を2027年 までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働 者全体の平均以下とする。
(エ) 業種別の労働 災害防止対策 の推進	・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け 基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
( t) 労働者の健 康確保対策の 推進	・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

	・各事業場において必要な産業保健サービス を提供している事業場の割合を2027年までに 80%以上とする。
に防	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下 「法」という。)第57条及び第57条の2に基づ

- か) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの 実施の義務対象となっていないが危険性又 は有害性が把握されている化学物質につい て、リスクアセスメントを行っている事業場 の割合を2025年までに80%以上とするととも に、リスクアセスメント結果に基づいて、労 働者の危険又は健康障害を防止するため必 要な措置を実施している事業場の割合を 2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し 活用している事業場の割合を2023年と比較し て2027年までに増加させる。

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害 (有害物等との接触、爆発又は火災によるもの)の 件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、 5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率 \*を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。
- ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の 総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合, 労働災害全体としては, 少なくとも以下のと おりの結果が期待されるとしています。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向 に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じる。

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう,毎年,計画の実施状況の確認及び評価を行い,労働政策審議会安全衛生分科会に報告します。また,必要に応じ,計画を見直す,ということも明記されており,社会全体として経緯に注目することが重要と思われます。

## (2) 改善基準告示改定

改善基準告示とは、自動車を運転して給料を もらうことを職業としている労働者の拘束時間、休息期間、運転時間などの基準を定めた大臣告 示です。平成元年に告示され、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれに定められていま す。2024年度から自動車運転業務についても時間外労働の上限規制が適用されるため(所謂2024年問題)、令和元年から厚生労働省では、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれの改善基準告示の見直しを進めてきました。その結果、令和4年12月23日付け基発1223第3号

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正について」が公示され、2024

(令 和 6) 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。トラック,バス,タクシー・ハイヤーそれぞれ細かい点に対して改訂されているため,すべてをここで記載することはできませんが,主な改定内容は以下のとおりです。1年,1ヵ月,1日の拘束時間は,トラック,バス,タクシー・ハイヤーそれぞれ

で現行より短くなります。1日の休息期間は、3業態とも共通で、現行の「継続8時間以上」が「継続11時間以上を与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない」となりました。また3業種について予測しえない事象への規定が明確化されました。働く人の安全を向上させる方向であり、柔軟性が増した部分もあります。

- (3)建設業における「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」の設置 平成28年12月「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立(平成29年3月施行)し、その基本計画が平成29年6月9日に閣議決定されたことを受けて、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」において2022年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が取りまとめられました。
- 提言の要点は、「『人材』で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。①安全衛生経費の『見える化』 ②安全衛生経費に関する意識改革③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組みのフォローアップ・進化」です。提言を基に、安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策として、「安全衛生対策
- 項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」が設置され、2022年11月11日に第1回の会合が開催されました。その後、第2回会合(2023年2月1日)を経て、第3回会合(2023年3月23日)では、とりまとめ(案)として、「確認表は、建設工事従事者の安全及び健康を確保する上で必要な対策であり、元下間・下下間の請負契約で行う『当該工事』において必要となる安全衛生対策を明確にするため、活用するもの。今後、確認表の活用を広く促進できるよう、確認表の考え方や活用方法について説明書を作成する等」が示され、安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型(案)】

(https://www.mlit.go.jp/tochi\_fudousan\_kensetsugyo/const/content/001595917.pdf) も公開されました。

#### (4) 総合物流施策大綱の閣議決定

2021年年6月に「総合物流施策大綱(2021年度~2025年度)」が閣議決定されました。総合物流施策大綱は、関係省庁が連携して総合的な物流政策の推進を図るものです。1997年か

ら5 年単位でこれまで6回制定されています。日本の2022年度の物流政策はこの大綱に沿って行われています。今回の大綱では、新型コロナウイルス感染症の流行による社会の劇的な変化も相まって、より先鋭化・鮮明化している物流の課題に対応した施策に重点的に取り組むべく、今後の物流が目指すべき方向性を以下の3つの観点とし、関連する施策を位置づけています。

- ①物流 DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流の実現)
- ②労働力不足対策と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現)
- ③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築

(強くてしなやかな物流の実現)本大綱で掲げたさまざまな施策の進捗を定量的に把握するため、代表的な指標(KPI)を本大綱の別表に位置づけています。担い手にやさしい物流の実現では、トラックドライバーの時間外労働の上限規制を順守するために必要な労働環境の整備として、荷主との取引環境改善に向けた取組、標準的な運賃の浸透、複数のトラックドライバーが中継拠点を活用して長い輸送行程を分担することにより、ドライバーの拘束時間の短縮や日帰り運行を実現する「中継輸送」の普及・実用化、待ち時間の削減(デジタル技術の活用含む)などが明記されました。

- (5) ICT 技術による運行管理の高度化と働き方改革の促進
- (1) 遠隔点呼:国土交通省は、2022年3月24日に「遠隔点呼が実施できるようになります!
- ~ ICT を活用した運行管理の高度化に向けて~」という発表資料を公開しました。この制度は、2022年4月1日より開始されています。自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行っています。従来は、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組みが優良であると認められる営業所に限り、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT 点呼(トラック)」及び
- 「旅客 IT 点呼 (バス, タクシー)」の実施を可能としていました。今回, 「使用する機器・システムの要件」, 「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで, これらの要件を満足する営業所において, 営業所の優良性にかかわらず, 遠隔拠点間(営業所一車庫間, 同一事業者内の営業所間, グループ企業の営業所間) の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度となっています。ICT の活用による運行管理の効率化が進み, 運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されています。
- (2) 乗務後自動点呼:国土交通省は、2022年12月20日に「乗務後自動点呼が実施できるようになります! ~ ICT を活用した運行管理の高度化に向けて~」という発表資料を公開しました。自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、運転者に対し原則対面により点呼を行うこととされ

- ています。今回,点呼機器により自動で点呼を行うための要件や機器の認定制度を創設し, 2023年1月より,乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことができるようにな りました。
- 実施するためには、自動車運送業者が自動点呼について認定を受けた機器を準備し、運輸支 局長等へ事前の届出が必要です。機器の認定には自動点呼機器の要件(別添の要領に掲げる 機器・システムの要件)を満たしていることが必要で、申請者は、申請に必要な書類を、電 子メールにより、国土交通省に設置された問い合わせ窓口へ提出します。
- 認定機器の一覧は国土交通省ウェブサイト【運行管理高度化検討会のページ】で公開されています。
- 乗車後自動点呼の導入で,運行管理の高度化による安全性の向上と,運転者や運行管理者の 働き方改革が促進されることが期待されています。
- (6) 化学物質による労働災害防止のための新たな規制
- 厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました(令和4年厚生労働省令第91号(2022年5月31日公布))。化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。本改正の主なポイントは以下のとおりです。
- ① 労働安全衛生規則関係
- (1) リスクアセスメントが義務づけられている化学物質(以下「リスクアセスメント対象物」という。)の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- (2) 化学物質のSDS(安全データシート)等による情報伝達について、通知事項である 「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質 の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- (3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること(加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること)や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- (4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務づける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

- (5) 雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、 全業種での実施を義務とする(教育の対象業種の拡大/教育の拡充)を全業種に拡大
- ② 有機溶剤中毒予防規則,鉛中毒予防規則,四アルキル鉛中毒予防規則,特定化学物質障害予防規則,粉じん障害防止規則関係
- (1) 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に
- 対する個別規制の適用除外
- (2) 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化
- (3) 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質(特別管理物質等を除く。)に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

施行日は、公布日(一部令和5年4月1日又は令和6年4月1日施行)となっています。

## 引用・参考資料

厚生労働省ホームページ,国土交通省ホームページ,過労死等防止対策白書,中央労働災害防止協会ホームページ,労働安全衛生総合研究所ホームページ,国立感染症研究所ホームページ,労働新聞社ホームページ,NHK NEWS WEB,大原記念労働科学研究所ホームページ,労働の科学